

一級建築士登録等事務業務に係る
新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した取扱について

令和2年4月17日
(公社)愛知建築士会

国土交通省から、今般の新型コロナウイルス感染症の予防に最大限に配慮するにあたり当分の間、原則として郵送申請・郵送交付等の対応を行うように通知がありました。

つきましては、(公社)愛知建築士会としましても、感染予防に最大限配慮することとし、当分の間、当会事務局における対面での受付は極力減らすこととし、郵送による申請受付・免許交付を行うこととしますので、ご理解とご協力をお願いします。

■郵送により申請(届出)を行う場合の必要書類等

- 1 一級建築士各種申請における必要書類一式
(詳細は各[手続きのページ](#)をご確認ください。)

※日中連絡のとれる連絡先を必ずご記入ください。

- 2 本人確認ができる公的な身分証明書のコピー

※身分証明書のコピーが添付されていない場合は申請受付不可です。

※郵送料は申請者のご負担となります。

なお、新規申請(一級・構設)と、再交付(亡失)以外は、既存の免許の返却が必要になります。免許の交付後、速やかに申請して都道府県建築士会に郵送してください。

■送付方法

【郵送にて申請する場合は、次の方法としてください。】

- ・レターパックプラス ※レターパックライトは郵便受けのため使用出来ません。
- ・簡易書留

【郵送にて免許を交付する場合は、次により送付します。】

- ・レターパックプラス
郵送による申請時に返送用のレターパック(送付先住所を記入)を同封ください。
※レターパックライトは郵便受けのため使用出来ません。
- ・宅配便「着払」(送付先住所を記入)

※いずれの場合も送料は申請者ご自身の負担となり、申請受付時に本人確認が出来る公的な身分証明書のコピーが添付されていることが必須条件です。

※ 郵送申請でなく、申請時に郵送交付を希望していない場合は、必ず「交付通知はがき」を同封してください。

■旧免許の返却について

【郵送による交付の場合】

建築士免許証明書に同封されている「一級建築士免許返却のお願い」をご確認いただき、お手元にある旧免許証を10日以内に（公社）愛知建築士会に郵送してください。

■問合先

（公社）愛知建築士会 事務局

〒460-0008

名古屋市中区栄2丁目10番19号

名古屋商工会議所ビル9階

TEL：052-201-2201

FAX：052-201-3601

E-mail：mail@asanet.or.jp